

熊谷市障がい福祉計画

第4期：平成27年度～平成29年度

～ともに生き、ともに暮らせるまちづくり～

平成27年3月
(案)

本計画における「障害」「障がい」の表記については、前計画を踏まえ、固有
名詞として「障害」を使用しているものを除き「障がい」と表記することとし
ました。

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	障害者総合支援法のポイント	2
3	法令等の根拠及び計画の位置付け	3
4	計画期間	4
5	計画の策定体制	5
6	計画の点検・評価体制	6
7	基本理念	7
8	基本方向	8

第2章 障がい者の現状

1	人口の推移	9
2	障がい者の状況	10

第3章 サービスの見込量とサービス確保のための取組

1	障害者総合支援法の趣旨	16
2	平成29年度に向けた達成目標	17
3	サービスの見込量とサービス確保のための方策	21
4	障がい児支援の見込量とサービス確保のための方策	35
5	医療機関、教育機関、公共職業安定所等関係機関との連携	37

資 料

1	障がい者団体ヒアリングの内容と対応等	39
2	計画の策定経過	44
3	熊谷市障がい福祉計画策定委員会設置要綱	45
4	熊谷市障がい福祉計画策定委員会委員名簿	46

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

障がい者福祉施策は、「措置制度」、「支援費制度」を経て、平成18年4月には、「障害者自立支援法」が施行され、障がい種別（身体・知的・精神）により別々であったサービスを利用するための仕組みが一元化されました。

併せて、この法律により、県及び市町村では、厚生労働大臣の定める基本指針に則して必要な障がい福祉サービスの確保を図るために、3年間を計画期間とする「障害福祉計画」を策定することが義務付けられました。

その後、平成25年4月、「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に移行し、障がい者の範囲に難病等が加わる等、改革が進められました。

そのような中、本市では、平成19年の「熊谷市障害者計画」の策定にあわせ、平成18年度から平成20年度までの3年間を第1期とする「熊谷市障害福祉計画」を策定し、3年ごとの見直しを行ってまいりました。

この第3期計画が平成26年度に満了することから、計画期間中の現状を踏まえつつ、今後も障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するための第4期「熊谷市障がい福祉計画」を策定したものです。

この計画は、国の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に則して策定したものです。

2 障害者総合支援法のポイント

「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への移行のポイント

1 障がい者の範囲の見直し

制度の谷間のない支援を提供するため、障がい者の定義に新たに難病等が加わり、障がい福祉サービス給付の対象となりました。

2 「障害支援区分」の創設

「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状況に応じて必要とされる、標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められました。

3 障がい者に対する支援の充実

- (1) 重度訪問介護の対象者が、重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する障がい者に拡大されました。
- (2) 共同生活を行う住居でのケアが柔軟に行えるよう、共同生活介護（ケアホーム）が、共同生活援助（グループホーム）に統一されました。
- (3) 地域移行支援の対象者が、地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者に拡大されました。
- (4) 地域生活支援事業に、障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業等が追加されました。

4 サービス基盤の計画的整備

障がい者のニーズの把握とサービス提供体制の確保に向けた取組を進めることとされました。

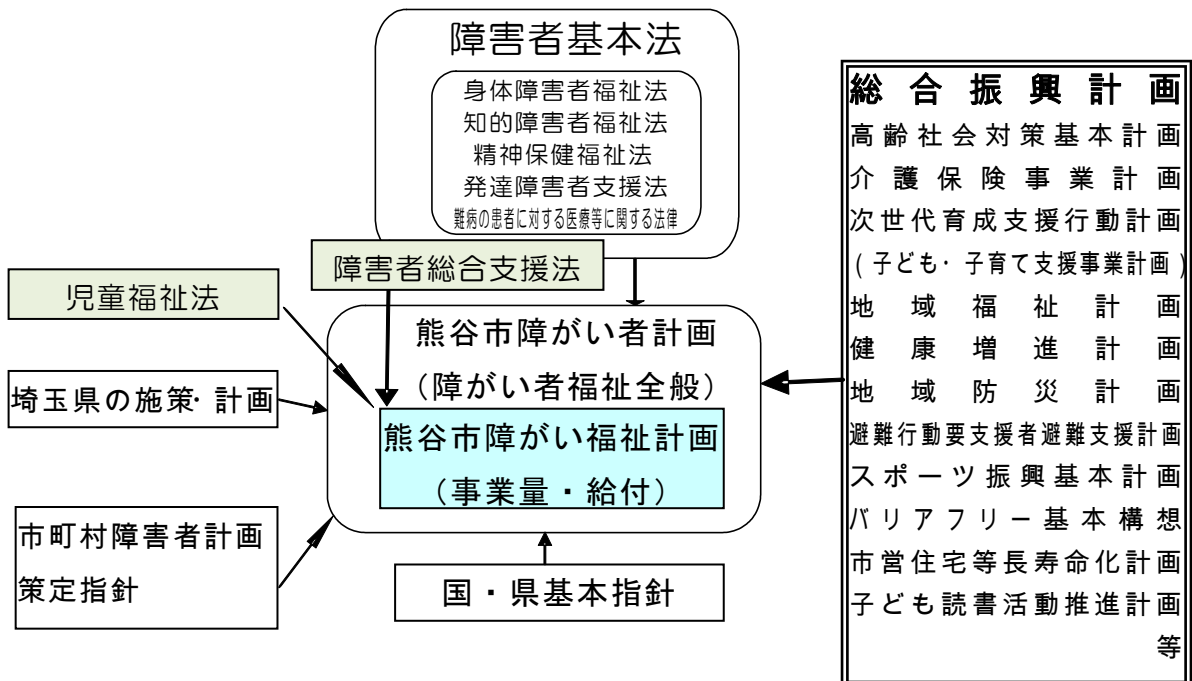
3 法令等の根拠及び計画の位置付け

この計画は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」として位置付けられるものです。

「障害福祉計画」は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に則して、障がい者福祉サービスの目標見込量等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

さらに、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するため、3年間の「実施計画」として位置付けます。

○ 障がい者関連計画・指針等との関係図



4 計画期間

第4期「熊谷市障がい福祉計画」の計画期間は、「障害者総合支援法」に基づき、平成29年度までとします。

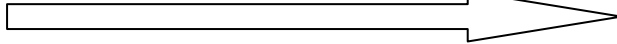
なお、障がい者ニーズに柔軟に対応するため、必要に応じて見直すこととします。

○ 計画の期間と見直しの時期

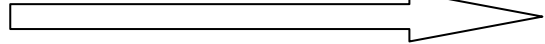
(年度)

18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
第1期障害福祉計画												
		見直し	第2期障害福祉計画									
					見直し	第3期障がい福祉計画						
								見直し	第4期障がい福祉計画			
熊谷市障害者計画 (H19~H28)												
					見直し	熊谷市障がい者計画(後期)						
										見直し	障がい者計画	

障害者自立支援法



25.4 障害者総合支援法



5 計画の策定体制

(1) 熊谷市障がい福祉計画策定委員会の設置

「熊谷市障がい福祉計画」の策定は、学識経験者、公募による市民、障がい者団体の代表者、医療機関の代表者、関係行政機関の職員、障がい者福祉に関する事業者等 15 人の委員からなる「熊谷市障がい福祉計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行いました。

(2) 行政内部の策定体制

行政内部においては、福祉部障害福祉課が中心となって、第 3 期計画の現状や課題を抽出し、それらを考察するとともに、関係部課との調整を行いながら計画を作成しました。

(3) ヒアリング調査の実施

この計画の策定に当たり、障がい者の現状や意向などを把握するために、市内 12 の障がい者団体等を対象にヒアリング調査を行い、計画づくりに反映させています。

※ ヒアリングの内容等については、巻末の資料 1 を参照。

6 計画の点検・評価体制

(1) 障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価

この計画の実施に当たっては、サービスの見込量が適切であるか、障がい者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、達成状況を年度ごとに点検・評価します。

点検・評価に当たっては、障がい者施策担当部課及びその他の関係部課の連携により進行管理していくとともに、地域自立支援協議会、障がい者、関係機関等に意見を求めます。

※「地域自立支援協議会」は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する協議の場として、熊谷市、深谷市及び寄居町が共同で設置している協議会です。

7 基本理念

◎ 3つの理念を基本とし、計画の推進に努めます。

1 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに市及び県の地域生活支援事業の提供基盤の整備を進めます。

2 市を主体とした障がい種別によらない一元的なサービスの実施

市が実施主体となり、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、障がい児等に対し、障がい種別によらない一元的なサービス提供を行います。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者についても精神障がい者に含まれることや、難病等についても給付の対象であること、対象となる難病の範囲が拡大されたことの周知を図ります。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行、地域生活の継続や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービスの拠点づくり、ボランティアやNPO等が提供するインフォーマルサービス等、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

8 基本方向

◎ 4つの基本方向に基づいて推進します。

1 施設、病院から地域生活への移行を推進

障がい者の自立支援の観点から国、県、事業者、障がい者団体等の関係機関と連携して、障がい者施設又は精神病院から地域生活への移行を推進します。また、障がい者の地域生活移行を進めるため、グループホームなどの「住まいの場」の設置を促進するとともに「日中活動の場」の整備に努めます。

2 サービス提供体制の充実

障がい者のニーズに対応した適切なサービス提供ができるように、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実など、計画的なサービス提供体制の整備に努めます。また、障がい者が地域で安心して生活していくために、地域の実情に応じた地域生活支援事業等を実施します。

3 就労支援の強化

障がい者が、地域で自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりが必要です。

このことから、障害者就労支援センターを活用し、福祉施設や教育機関、公共職業安定所、地域の企業と連携し、一般就労への移行を進めるとともに、雇用の場の拡大に努めます。

4 相談支援の提供体制の確保等

障がい者が、地域で自立した生活を送るためには、障がい福祉サービスの確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制が不可欠であることから、障がいの種別を問うことなくきめ細かな相談支援事業を実施していきます。また、地域における相談支援体制の中核的な役割を持つ地域自立支援協議会を、地域の課題を具体的に協議する場として活用し、相談支援事業の充実・強化に努めます。

第2章 障がい者の現状

1 人口の推移

(1) 人口の推移

熊谷市の総人口は、年々減少傾向にあり、平成18年10月においては、206,569人でしたが、平成26年10月では、201,787人となり、2.3%減少しています。

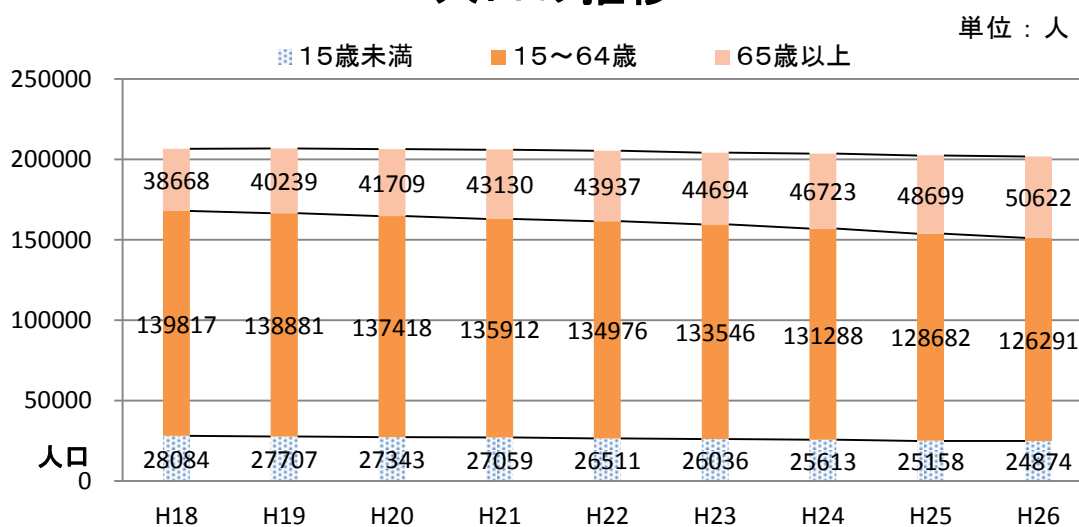
また、年齢三区分別の人口推移をみると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢（15～64歳）が減少している一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行しています。

○年齢三区分別総人口の推移

	平成18年10月1日	平成26年10月1日	比較増減
年少人口（15歳未満）	28,084人	24,874人	11.4%減
生産年齢人口（15～64歳）	139,817人	126,291人	9.7%減
高齢者人口（65歳以上）	38,668人	50,622人	30.9%増
総数	206,569人	201,787人	2.3%減

資料：住民基本台帳（各年10月現在）

人口の推移



2 障がい者の状況

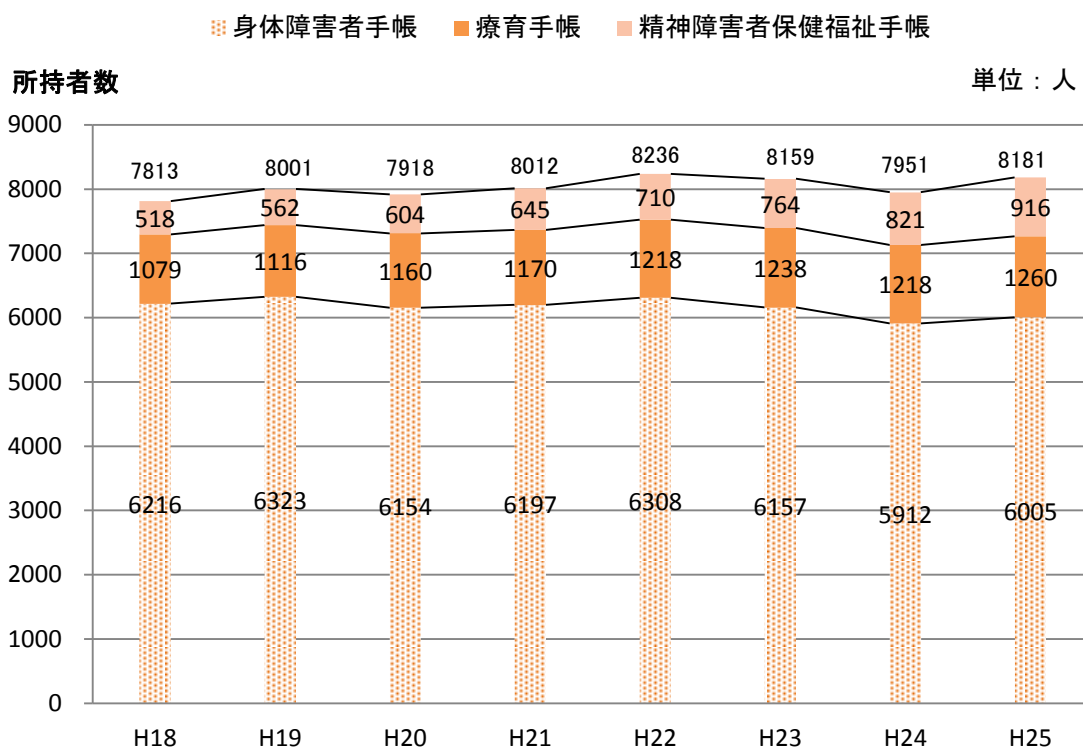
(1) 障害者手帳所持者の推移

熊谷市の障害者手帳所持者の総数は、毎年度増減はありますが、平成25年度末では、8,181人となっており、平成18年度末からは368人増加し、約1.05倍の微増となっています。

このうち、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が大きく、平成18年度末においては、518人でしたが、平成25年度末では916人と約1.77倍に増えています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の増加に伴い、自立支援医療（精神通院用）受給者も、大きく増加しています。

○ 障害者手帳所持者の推移



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター

埼玉県立精神保健福祉センター 埼玉県熊谷保健所

(2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者は、平成 25 年度末現在で、6,005 人となっており、平成 18 年度末の 6,216 人と比べると微減の状況です。

また、障がい程度別では、等級が 1・2 級の重度者の占める割合は、全体の 51.0%で、近年 50%台で推移しています。障がい種類別では、肢体不自由が 57.0%と最も多く、次に内部障がいが 27.5%となっており、両障がいですべての 84.5%となっています。

○身体障害者手帳所持者の推移（障がい程度別） 各年度末現在

等級 構成	単 位	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	増加率
1 級	人数（人）	2,024	2,047	2,028	2,020	2,097	2,082	2,005	2,014	0.99 倍
	構成比（%）	32.6	32.4	33.0	32.6	33.2	33.8	33.9	33.5	
2 級	人数（人）	1,196	1,198	1,196	1,158	1,152	1,123	1,049	1,052	0.88 倍
	構成比（%）	19.3	18.9	18.8	18.7	18.3	18.2	17.7	17.5	
3 級	人数（人）	941	979	955	968	978	970	943	953	1.01 倍
	構成比（%）	15.1	15.5	15.5	15.6	15.5	15.8	16.0	15.9	
4 級	人数（人）	1,213	1,264	1,251	1,298	1,328	1,297	1,285	1,359	1.12 倍
	構成比（%）	19.5	20.0	20.3	20.9	21.1	21.0	21.7	22.6	
5 級	人数（人）	411	406	378	369	360	336	305	298	0.73 倍
	構成比（%）	6.6	6.4	6.1	6.0	5.7	5.5	5.2	5.0	
6 級	人数（人）	431	429	386	384	393	349	325	329	0.76 倍
	構成比（%）	6.9	6.8	6.3	6.2	6.2	5.7	5.5	5.5	
18 歳 未満	人数（人）	117	116	111	114	108	110	105	112	0.96 倍
	構成比（%）	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.8	1.8	1.9	
18 歳 以上	人数（人）	6,099	6,207	6,043	6,083	6,200	6,047	5,807	5,893	0.97 倍
	構成比（%）	98.1	98.2	98.2	98.2	98.3	98.2	98.2	98.1	
総数	人数（人）	6,216	6,323	6,154	6,197	6,308	6,157	5,912	6,005	0.97 倍
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

○身体障害者手帳所持者の推移（障がい種別） 各年度末現在

障がい種別	単 位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	増加率
視覚障がい	人数（人）	568	559	516	506	497	467	430	423	0.74倍
	構成比（％）	9.1	8.9	8.4	8.2	7.9	7.6	7.3	7.0	
聴覚・平衡機能障がい	人数（人）	510	508	476	475	484	447	422	430	0.84倍
	構成比（％）	8.2	8.0	7.7	7.7	7.6	7.3	7.2	7.2	
音声・言語・そしやく機能障がい	人数（人）	73	84	77	80	81	87	79	75	1.03倍
	構成比（％）	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.3	1.3	
肢体不自由	人数（人）	3,512	3,565	3,480	3,523	3,574	3,492	3,377	3,424	0.97倍
	構成比（％）	56.5	56.4	56.5	56.8	56.7	56.7	57.1	57.0	
内部障がい	人数（人）	1,553	1,607	1,605	1,613	1,672	1,664	1,604	1,653	1.06倍
	構成比（％）	25.0	25.4	26.1	26.0	26.5	27.0	27.1	27.5	
総数	人数（人）	6,216	6,323	6,154	6,197	6,308	6,157	5,912	6,005	0.97倍
	構成比（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(3) 知的障がい者の状況

療育手帳の所持者は、平成 25 年度末現在で 1,260 人となっており、平成 18 年度末の 1,079 人と比べると 181 人増加し、1.17 倍の増加率となっています。

また、等級が㉠・A の重度者が 621 人で約 5 割を占めている一方で、増加率では、軽度 C が、1.58 倍で最も高くなっています。

○療育手帳所持者の推移（障がい程度別） 各年度末現在

等級構成	単 位	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	増加率
㉠	人数（人）	265	272	279	279	282	281	279	285	1.08 倍
	構成比（%）	24.6	24.4	24.1	23.8	23.2	22.7	22.9	22.6	
A	人数（人）	321	331	330	325	338	337	327	336	1.05 倍
	構成比（%）	29.7	29.7	28.4	27.8	27.7	27.2	26.9	26.7	
B	人数（人）	315	324	345	343	354	363	355	357	1.13 倍
	構成比（%）	29.2	29.0	29.7	29.3	29.1	29.3	29.1	28.3	
C	人数（人）	178	189	206	223	244	257	257	282	1.58 倍
	構成比（%）	16.5	16.9	17.8	19.1	20.0	20.8	21.1	22.4	
18 歳 未満	人数（人）	252	260	274	279	302	321	323	318	1.26 倍
	構成比（%）	23.4	23.3	23.6	23.8	24.8	25.9	26.5	25.2	
18 歳 以上	人数（人）	827	856	886	891	916	917	895	942	1.14 倍
	構成比（%）	76.6	76.7	76.4	76.2	75.2	74.1	73.5	74.8	
総数	人数（人）	1,079	1,116	1,160	1,170	1,218	1,238	1,218	1,260	1.17 倍
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成 25 年度末現在で 916 人となっており、平成 18 年度末の 518 人と比べると 398 人増加し、三障がいの中でも一番増加率が高い 1.77 倍となっています。

また、自立支援医療(精神通院用)受給者は、平成 25 年度末現在で 2,027 人となっており、平成 18 年度末の 1,587 人と比べると 440 人増加し、1.28 倍の増加率となっていて、手帳所持者とともに高い増加率となっています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（障がい程度別）各年度末現在

等級構成	単 位	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	増加率
1 級	人数（人）	36	41	45	51	57	55	44	49	1.36 倍
	構成比（%）	6.9	7.3	7.5	7.9	8.0	7.2	5.4	5.4	
2 級	人数（人）	321	348	382	403	452	507	550	602	1.88 倍
	構成比（%）	62.0	61.9	63.2	62.5	63.7	66.4	67.0	65.7	
3 級	人数（人）	161	173	177	191	201	202	227	265	1.65 倍
	構成比（%）	31.1	30.8	29.3	29.6	28.3	26.4	27.6	28.9	
総数	人数（人）	518	562	604	645	710	764	821	916	1.77 倍
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

○自立支援医療（精神通院用）受給者数 各年度末現在

単 位	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	増加率
人数（人）	1,587	1,568	1,584	1,678	1,760	1,804	1,898	2,027	1.28 倍

(5) 難病患者の状況

「埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱」又は「埼玉県小児慢性特定疾患医療給付事業実施要綱」に規定される疾患を有する難病患者の認定者数は、平成 25 年度末現在で、1,215 人となっており、平成 18 年度末と比べると 252 人増加し、1.26 倍の増加率となっています。

なお、平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行により、難病等も障がい福祉サービス給付の対象となり、さらに、平成 27 年 1 月の「難病患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行に併せ、対象となる難病等の範囲が拡大されました。

○難病患者認定者数の推移 各年度末現在

単位：人

区分	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	増加率
特定疾患	829	869	909	978	1,033	1,089	1,151	1,086	1.31 倍
小児慢性 特定疾患	134	141	152	148	140	141	126	129	0.96 倍
総数	963	1,010	1,061	1,126	1,173	1,230	1,277	1,215	1.26 倍

第3章 サービスの見込量と

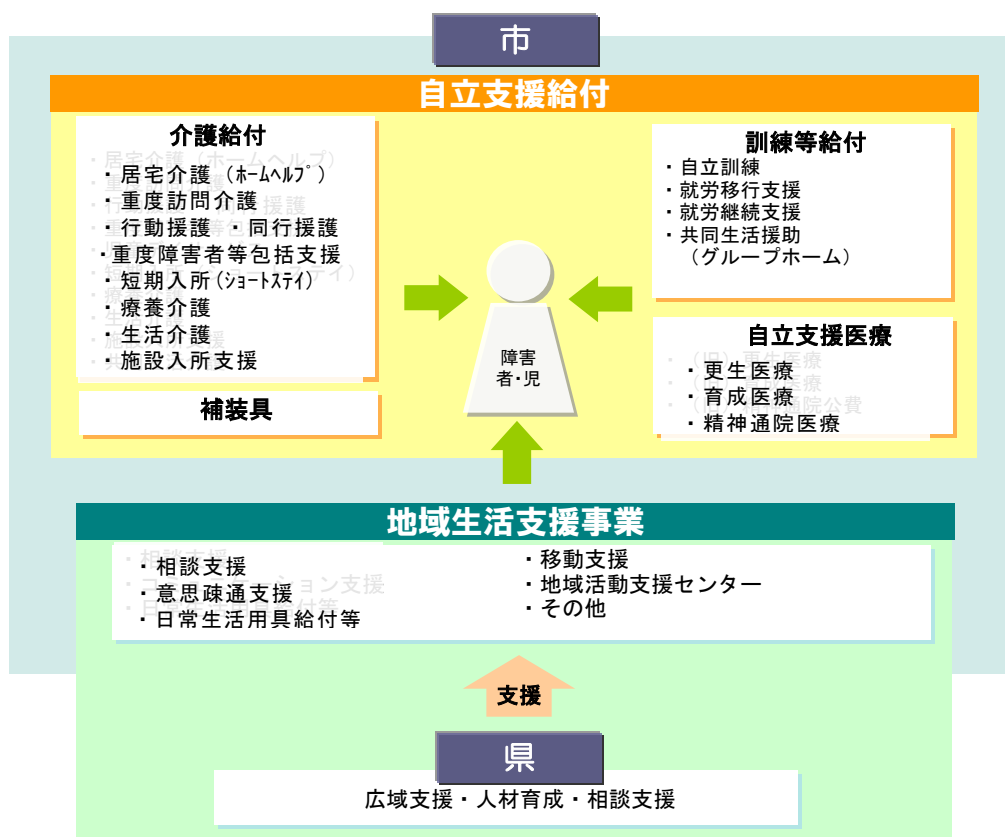
サービス確保のための取組

1 障害者総合支援法の趣旨（自立支援給付と地域生活支援事業）

障害者総合支援法の全体像は、大きく分けて、①自立支援給付と②地域生活支援事業の2つからなっています。自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、補装具、自立支援医療によって構成され、介護給付、訓練等給付として提供される各種サービスは「障がい福祉サービス」と呼ばれます。また、地域生活支援事業は、市町村が決められたメニューの中から利用者の状況に応じて柔軟に実施できる事業です。

本市では、障がい者の地域における生活を支援し、家庭での介護者の負担の軽減を図るため、障がい者や障がい児の生活実態に見合った事業の柔軟な実施に努めています。

◎障害者総合支援法の全体像



2 平成 29 年度に向けた達成目標

必要なサービス量を見込むに当たっては、障がい者の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」などの課題に対応するため、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行について、埼玉県が「目指す方向」に掲げる数値を基本とし、それぞれ数値目標を設定します。

市では障害者就労支援センターを設置し、就労を希望する障がい者の支援を行っていますが、同センターと連携を図りながら就労の可能性を拡げ、障がい者の地域生活への移行を進めていきます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域への移行を進める観点から、施設入所者のうち、今後、日中活動系サービスを利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人の数を見込みます。なお、埼玉県では、入所待機者が年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がいなどによる地域生活が困難な人が多数入所待ちをしている状況であることから、施設入所者削減数の数値目標は設定しないとしており、市も同様の状況であることから、設定しないこととします。

また、地域生活移行者数は、国基本指針どおり平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%とし、23 人を見込みます。

○福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	考 え 方
平成 25 年度末時点の入所者数	191 人	平成 25 年度末時点の施設入所者数
平成 29 年度末時点の入所者数	—	県と同様の状況であるため設定しない。
【目標値】入所者削減見込	—	県と同様、設定しない。
地域生活への移行割合	12%	国基本指針どおり 12%とする。
【目標値】地域生活移行者数	23 人	$191 \text{ 人} \times 12\% \doteq 23 \text{ 人}$

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

退院可能な精神障がい者が、地域で生活することを目指し、引き続き、日中活動系サービス、グループホーム等の支援体制の整備と医療の提供体制の整備を進めます。

埼玉県では、埼玉県地域保健医療計画と同様に、1年未満入院者の平均退院率を平成29年度に76%とすることを目標としていることから、市も同様とします。

また、在院期間1年以上の長期入院者数は、人口割により埼玉県が示した数値とし、国基本指針どおり18%以上の減少率を目標値とします。

○入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
【目標値】 入院後3か月時点の退院率	—	県と同様、設定しない。
【目標値】 1年未満入院者の平均退院率	76%	県算出値
平成24年6月末時点の在院期間1年以上の長期入院者数：A	229人	県算出値
【目標値】長期入院者数減少率：B	18%	国基本指針どおり18%以上とする。
目標年度（平成29年6月末）の在院期間1年以上の長期入院者数	188人	$A - (A \times B) \doteq 188$ 人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、ボランティアやNPO等が提供するインフォーマルサービス等、地域の社会資源を最大限に活用しながら、地域生活支援拠点等の整備について検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行を就労移行支援事業、就労継続支援事業を通じて推進します。埼玉県では、平成 24 年度の一般就労への移行実績から 3 割以上増やすことを基本としていますが、本市は、市内での就労系事業所の増加傾向を踏まえ、5 割増やすことを目標とします。

○福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	考 え 方
平成 24 年度一般就労移行者数	4 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
一般就労の増加割合	50%	平成 24 年度一般就労への移行実績の 5 割増とする。
【目標値】平成 29 年度一般就労移行者数	6 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

前記目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数は、平成 29 年度末における利用者が平成 25 年度末における利用者の 2 倍に増加することを目標とし、また、就労移行率については、国の指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所が全体の 5 割以上となることを目指すとしている中で、平成 25 年度に市内唯一であった事業所の就労移行率は 3 割以上であることから、平成 29 年度末においても同様に 3 割以上となることを目指すとともに、新たな事業所が増加することを見込みます。

○就労移行支援事業の利用者

項 目	数 値	考 え 方
平成 25 年度末時点の 就労移行支援事業利用者数	16 人	平成 25 年度末における就労移行支援事業を利用する者の数
就労移行支援事業の利用者の増加割合	100%	平成 25 年度末における就労移行支援事業利用者の 2 倍増とする。
【目標値】平成 29 年度末時点の 就労移行支援事業の利用者数	32 人	平成 29 年度末における就労移行支援事業を利用する者の数

○就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所

項 目	数 値	考 え 方
平成 25 年度末時点の就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所	1 か所	平成 25 年度末における就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の数
【目標値】就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の増加割合	100%	就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を 2 倍増とする。
平成 29 年度末時点の就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所	2 か所	平成 29 年度末における就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の数

※「就労移行率」は、4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

3 サービスの見込量とサービス確保のための方策

必要なサービス量を見込むに当たっては、サービスごとに、各年度における福祉サービス等の必要な量の見込み、福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策を、難病患者等の新たな需要を含め、検討する必要があります。

※市では障がい福祉サービスについて紹介するしおり「明日へのはばたき」を発行しています。各サービス見込量の表には、参考として「明日へのはばたき」の掲載箇所を記載しています。障がい福祉サービスは、市内だけでなく市外の施設でも利用が可能です。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

訪問系サービスは、地域生活への移行を推進する観点から、サービス需要に応じたサービス量の確保が必要となります。

今後、新たに需要が見込まれる難病患者等に対する訪問系サービスを含め、提供体制の整備促進に努めます。また、提供事業者に対し人材の確保及び質的向上を図るよう指導していきます。

○サービスの種類及びサービスの内容

サービスの種類		サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で生活する障がい者の日常生活を支援するため、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい又は精神障がい、行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

○サービスごとの見込量

※月間の見込量

指定障害福祉 サービス等	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	時間数	利用 者数	時間数	利用 者数	時間数	利用 者数	時間数	利用 者数
居宅介護	8,520 時間	213 人	9,480 時間	237 人	10,480 時間	262 人	11,560 時間	289 人
重度訪問介護								
行動援護								
同行援護								
重度障害者等 包括支援								

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）のサービスがあります。

日中活動系サービスの利用は、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができることから、多様なサービス需要への対応が必要となってきます。

今後も、障がい者の障がいの種別、程度、状態やニーズに応じた適切な支援に努めます。

○サービスの種類及びサービスの内容

サービスの種類		サービスの内容	
日中活動系サービス	介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

○サービスごとの見込量

※月間の見込量

指定障害福祉サービス等	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用日数（日）	利用者数（人）	利用日数（日）	利用者数（人）	利用日数（日）	利用者数（人）	利用日数（日）	利用者数（人）
療養介護		20		21		22		23
生活介護	8,160	408	8,640	432	9,140	457	9,680	484
短期入所（福祉型）	432	48	468	52	504	56	540	60
短期入所（医療型）	60	12	65	13	70	14	75	15
自立訓練（機能訓練）	60	4	75	5	90	6	105	7
自立訓練（生活訓練）	420	28	450	30	480	32	510	34
就労移行支援	400	20	480	24	560	28	640	32
就労継続支援（A型）	63	3	168	8	189	9	210	10
就労継続支援（B型）	5,600	280	5,780	289	5,960	298	6,140	307

※「明日へのはばたき」各種障害児・者施設等に市内の施設を掲載しています。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）のサービスがあります。

入院中の精神障がい者や福祉施設入所者の地域生活への移行等を進めるためにも、埼玉県や関係機関と連携し共同生活援助（グループホーム）の計画的な整備を推進していきます。

○サービスの種類及びサービスの内容

サービスの種類		サービスの内容
居住系サービス	介護給付	施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等)
	訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)

○サービスごとの見込量

※月間の見込量

指定障害福祉サービス等	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	191 人	191 人	191 人	191 人
共同生活援助 (グループホーム)	108 人	122 人	137 人	154 人

※「明日へのはばたき」各種障害児・者施設等に市内の施設を掲載しています。

(4) 計画相談支援

市が指定した特定相談支援事業所が徐々に増えていることから、障がい福祉サービスを利用している障がい者に対し、本人の心身の状況、居住環境や生活環境、サービス利用に関する意向等を勘案した「計画相談支援」の利用を促していきます。

福祉施設に入所している障がい者又は入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるために「地域移行支援」の利用を、また、同居している家族による支援を受けられない障がい者が安心して生活ができるよう「地域定着支援」の利用を推進していきます。

○サービスごとの見込量

※年間の見込量

指定相談支援	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援 (サービス利用計画作成)	400 人	500 人	600 人	700 人
地域相談支援 (地域移行支援)	0 人	1 人	2 人	3 人
地域相談支援 (地域定着支援)	0 人	1 人	2 人	3 人

※「明日へのはばたき」各種障害児・者施設等に熊谷市をサービス提供地域とする指定特定相談事業所を掲載しています。

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、生活をサポートするサービスを地域の障がい者のニーズに合わせて柔軟に提供することを目的とした事業で、身近なところで必要なサービスが受けられるよう推進しています。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない事業（必須事業）と地域特性などにより市の裁量で実施できる事業（裁量的事業）から構成されています。必須事業は、表1の10事業です。

また、本市で実施している裁量的事業は、利用者のニーズ等を踏まえ、表2（P32）のとおりです。

○表1 サービスの種類及びサービスの内容（必須事業）

サービスの種類	サービスの内容
① 理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等への理解を深めるための研修・啓発を行います。
② 自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
③ 相談支援事業	障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。また、既に設置されている大里地域自立支援協議会を運営し、問題事例の検討や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。
④ 成年後見制度利用支援事業	障がい者の権利擁護のため、制度の周知を図り、利用を支援します。
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行える法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
⑥ 意思疎通支援事業	聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を支援するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。
⑦ 日常生活用具給付等事業	障がい者や障がい児等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成研修します。
⑨ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等の自立支援や社会参加を促すための外出について支援を行います。
⑩ 地域活動支援センター事業	通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の充実強化を図り、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

○サービスごとの見込量(必須事業)

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度		実施に関する考え方
	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	
① 理解促進研修・啓発事業 ※○は実施中を表す	○		○		○		○		ホームページ等で障がい者等への理解に対する普及・啓発を目的とした広報活動を行う。
② 自発的活動支援事業 ※○は実施中を表す	○		○		○		○		障がい者等やその家族が自発的に行う活動に、補助金の交付等により支援する。
③ 相談支援事業									
ア 障害者相談支援事業	2	/	2	/	2	/	2	/	相談支援を効率的に行うために、相談支援専門員を配置している指定相談支援事業者に委託して実施する。
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	—		—		—		○		現在は実施していないが、既存の相談支援事業の中での実施を検討する。
イ 基幹相談支援センター等機能 強化事業 ※実施の有無を記載	—		—		—		○		現在は実施していないが、既存の相談支援事業の中での実施を検討する。
ウ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	—		—		—		○		現在は実施していないが、既存の相談支援事業の中での実施を検討する。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度		実施に関する考え方
	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	
④ 成年後見制度利用支援事業 ※実利用者数・見込者数を記載	/	1	/	2	/	2	/	2	判断能力が低い障がい者の権利を擁護するため、制度の普及啓発及び市長が申立等を行った場合の利用に係る経費を助成する。
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	—		—		—		○		現在は実施していないが、NPO法人等での実施について検討する。
⑥ 意思疎通支援事業									
ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用者数を記載 (月間の人数)	/	72	/	75	/	76	/	77	聴覚障がい者の社会参加のため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を社会福祉協議会等に委託して実施する。
イ 手話通訳者設置事業 ※実設置見込件数を記載	1		1		1		1		手話通訳者派遣事業を実施している社会福祉協議会に委託して実施する。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度		実施に関する考え方
	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	
⑦ 日常生活用具給付等事業 ※月間の給付見込件数を記載									
ア 介護・訓練支援用具		2		2		2		2	日常生活を容易にし、在宅福祉の向上を図るため、日常生活用具給付要件に該当する人の申請に基づき給付する。
イ 自立生活支援用具		3		3		3		3	
ウ 在宅療養等支援用具		3		3		3		3	
エ 情報・意思疎通支援用具		3		3		3		3	
オ 排泄 ^{せつ} 管理支援用具		321		325		330		335	
カ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		1		1		1		1	

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度		実施に関する考え方
	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	
⑧ 手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了者数(登録者数)を記載	/	10(1)	/	10(2)	/	11(3)	/	12(4)	手話奉仕員の養成研修を行い、市が実施する登録手話通訳者への登録を促す。
⑨ 移動支援事業 ※「利用者数」欄に実利用者数、延べ利用時間数を記載(月間の件数)	/	63 1,000 時間	/	75 1,070 時間	/	80 1,140 時間	/	85 1,210 時間	屋外での移動が困難な障がい児や障がい者の外出の付き添い等の支援を登録業者に委託して実施する。
⑩ 地域活動支援センター ※上段は熊谷市内利用者分、 下段は他市町村からの利用者分 (月間の件数)	2	105	2	110	2	110	2	110	創作活動又は生産活動の機会を提供する施設の実施事業を支援する。
	1	4	1	4	1	4	1	4	

○ 表2 サービスの種類及びサービスの内容（裁量的事業）

サービスの種類	サービスの内容
①ーア 訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な身体障がい者の居宅に簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供します。
①ーイ 生活訓練等事業	障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
①ーウ 日中一時支援事業	日中、障がい児や障がい者を、障がい福祉サービス事業所、地域の社会資源等を活用して一時的に預かり、家族の就労や介護の軽減を支援します。
①ーエ 巡回支援専門員整備事業	保育所（園）、幼稚園、小学校に巡回相談員を派遣し、障がいがあると思われる児童への指導方法等の支援を行います。
② 知的障害者職親委託事業	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等に、一定期間知的障がい者を預け、生活指導や技能習得訓練等を行います。
③ーア 文化芸術活動振興事業	障がい者等の芸術・文化活動を振興するため、障がい者等の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
③ーイ 点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な人のために、点訳、音声訳等わかりやすい方法による県・市等の広報、障がい者が地域生活を送る上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。
③ーウ 自動車運転免許取得・ 改造助成事業	身体障がい者が就労等に伴い、自動車運転免許を取得及び自動車を改造する費用の一部を助成します。

○サービスごとの見込量（裁量的事業）

事業名	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)
① 日常生活支援事業								
ア 訪問入浴サービス事業 (月間の見込量)	4	19	4	20	4	21	4	22
イ 生活訓練等事業 (月間の見込量)	1	15	1	15	1	15	1	15
ウ 日中一時支援事業 (月間の見込量)	8	12	9	13	10	14	11	15
エ 巡回支援専門員整備事業 ※「箇所数」欄に訪問先 施設（保育所・幼稚園等） 数、「利用者数」欄に 延べ訪問回数を記載	78	274	80	280	80	280	80	280
② 知的障害者職親委託事業	1	1	1	1	1	1	1	1
③ 社会参加促進事業								
ア 文化芸術活動振興事業	○		○		○		○	
イ 点字・声の広報等発行事業	○		○		○		○	
ウ 自動車運転免許取得・ 改造助成事業		10		10		11		11

※○印は、実施中を表す。

(6) 自立支援医療

自立支援医療（「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」）の自己負担は、原則として1割ですが、負担水準への配慮として、低所得世帯に属する人については、月当たりの負担額に上限が設定されています。

また、一定の負担能力がある人であっても、「重度かつ継続」に該当する場合には、継続的に相当額の医療費負担が発生することから、月当たりの負担額に上限を設定するなど負担軽減の措置が採られています。

自立支援給付における自立支援医療の周知に力を入れ、その円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。

(7) 制度の普及啓発

障害者総合支援法の目的である「障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができる地域社会」を実現するためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であることから、法に基づく制度の普及啓発を図ります。

(8) 人材の養成確保及び資質の向上

人材の養成については、サービス提供に係る責任の所在の明確化やこれに係る専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、指定障がい福祉サービスに係る人材を質、量ともに確保することが重要です。

指定障がい福祉サービス事業者の「サービス管理責任者」や指定相談支援事業者の「相談支援専門員」に対する研修やサービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成等が必要とされています。

このため、埼玉県や関係機関と連携し、障がい福祉サービス提供体制の整備に必要な人材の養成確保や資質の向上を図っていきます。

4 障がい児支援の見込量とサービス確保のための方策

障がい児を対象としたサービスは、平成24年4月から、児童福祉法に根拠規定が一本化され、サービス体系も再編されました。

障がい児の支援を行うために、今後、障がい児入所施設を中核とした地域支援体制を整備し、母子保健事業との緊密な連携を図って、障がい児の早期発見・支援を進めます。また、就学時や卒業時における支援が円滑に行えるよう、教育委員会、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい福祉サービスを提供する事業所等と緊密な連携を図っていきます。

なお、障がい児支援の必要量を見込むに当たっては、障がい児及びその家族に対する一貫した効果的な支援のために、各年度における必要な見込量を検討しました。

(1) 障がい児通所支援

障がい児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。

障がい児通所支援は、障がい児の療育と、保護者の介護負担を解消する観点から、需要に応じた見込量の確保が必要となります。市内では、徐々に放課後等デイサービスの施設整備が進んでおり、障がい児及び保護者が、真に必要としているサービス量を見極め、障がい児支援を行っていきます。

○サービスの種類及びサービスの内容

	サービスの種類	サービスの内容
障がい児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援を行います。

○サービスごとの見込量

※月間の見込量

指定通所支援	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用日 数 (日)	利用者 数 (人)	利用日数 (日)	利用者数 (人)	利用日数 (日)	利用者 数 (人)	利用日 数 (日)	利用者 数 (人)
児童発達支援	275	51	378	63	468	78	679	97
放課後等デイサービス	607	72	810	90	1,120	112	1,400	140
保育所等訪問支援	0	0	4	1	8	2	12	3

※「医療型児童発達支援」は、事業所が県内ではさいたま市に2か所あるだけのため、県と同様に項目は設定しません。

※「明日へのはばたき」各種障害児・者施設等に市内の施設を掲載しています。

(2) 障がい児の相談支援

市が指定した障害児相談支援事業所が徐々に増えています。

障がい児通所支援を利用する障がい児の保護者に対して、障がい児の心身の状況や、その置かれている環境、障がい児又はその保護者の利用に関する意向で障がい児通所支援が受けられるよう、「障害児相談支援」の利用を促していきます。

○サービスごとの見込量

※年間の見込量

指定相談支援	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援 (障害児支援利用計画作成)	40 人	50 人	60 人	70 人

※「明日へのはばたき」各種障害児・者施設等に熊谷市をサービス提供地域とする障害児相談支援事業所を掲載しています。

5 医療機関、教育機関、公共職業安定所等関係機関との連携

障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するためには、障害保健福祉の観点のみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた、総合的な取組が不可欠です。

障がい児や障がい者が、地域における生活を送る上で必要な介護サービスを受けるために医療機関や保健機関と連携し、卒業後を見据えた生活支援のために特別支援学校等教育機関との連携や、就労に向けた支援のために公共職業安定所等との連携を、障がい児や障がい者の希望や生活に合った障がい福祉サービス等の提供のため、市が主体となって実施していきます。その際には、相談支援事業所や利用施設等とも情報交換を密にし、必要に応じて地域自立支援協議会による調整を図っていきます。

資料

1 障がい者団体ヒアリングの内容と対応等

ヒアリング実施日：平成 26 年 10 月 7 日（火）・8 日（水）

参加団体：

- ・熊谷市立あかしあ育成園保護者会
- ・熊谷市視覚障害者福祉協会
- ・ぎゅっとネット手とて
- ・障害者生活支援ネットワーク YOU ゆう
- ・精神障害者家族会みのり会
- ・熊谷若草親の会
- ・熊谷市身体障害者福祉会
- ・熊谷市ろう者協会
- ・難聴児をもつ親の会
- ・ロービジョンアイの会
- ・自立生活センター遊 T0 ピア
- ・熊谷特別支援学校もみの木会

計 12 団体

実施方法：事前に様式を配付し、記載された内容を基にして聞き取りを行った。

分野	No.	内容	障がい者計画（後期）中の対応施策のNo.等
在宅福祉サービス	1	生活サポートと同行援護の使い分けが煩わしい。	26、53、115
	2	同行援護には支給時間の制限があり使いづらい。	26 適正な支給決定を行ってまいります。
		非課税世帯や生活保護世帯でなければ低所得であっても1割の自己負担があり、家計を圧迫している。補助してほしい。	法律で定められた利用負担であり、市独自の補助は困難です。
	3	知的障がい者が利用できるショートステイ施設がなく、他市の施設へ紹介される。市又は市社協で設置する予定はあるか。民間で施設運営できる補助システムは考えているか。	21、30 御意見の趣旨を拝聴しましたが、現状では困難です。
	4	24 時間介助保障を実施してほしい。	適正な支給決定を行ってまいります。
	5	重度訪問介護で、「見守り」を認めてもらいたい。	24 適正な支給決定を行ってまいります。
6	厚労省に対して、「身体介護」と「重度訪問介護」を、同一事業所からの派遣を認めるよう働きかけてほしい。	23、24 機会を捉え、要望を伝達してまいります。	

分野	No.	内容	障がい者計画（後期）中の対応施策のNo.等
在宅福祉サービス	7	市内には肢体不自由の子達を受け入れてくれるショートステイがほとんどない。現状は、市外遠方の施設での対応で時間がかかり、予約待ちがほとんどである。	21、30
	8	ショートステイが可能な施設が分からない。急な利用に対しても可能な施設の情報と、利用できる施設が欲しい。	21、30
	9	障がい者通所施設を利用したくてもできない。定員がいっぱいで通所を待っている状況である。	21、29、31～33
	10	移動支援事業での移動は、公共交通機関のみ認めているが、重度障がい者や体調がすぐれない障がい者等、車での移動を認めてほしい。	25、26、42、53、114、115 生活サポート事業により対応しております。
	11	移動支援事業で、車両を使えないのは大変に不便。	
施設福祉サービス	12	多くの知的障がい者や家族が入所施設の利用を希望しているが、空きがなく長期間待たされる。	地域移行を推進しておりますが、必要な施設整備が図られるよう働きかけてまいります。
	13	医療が可能な入所施設をショートステイも含め増設して欲しい。ニーズに対して圧倒的に数（施設数・ベッド数）が足りない。	
	14	グループホームの数が少ない。将来は必要になると考えている。	37
その他の福祉サービス	15	障がい者が日中1人である場合のケア方法（緊急連絡方法）を考えてほしい。	57
	16	医療・保育・教育・障がい・介護等が連携して包括的な地域福祉を進めてほしい。	6
	17	単身高齢者に支給されている救急キットを、聞こえない人の場合は、家族がいても一人暮らしに準じて支給対象となるよう検討してほしい。	御意見の趣旨を拝聴しました。今後検討してまいります。
	18	難聴児のために市で補装具であるFMシステムを保有してもらい、難聴児がいる学校に貸し出してほしい。	貸与ではなく、購入費の助成について、今後検討してまいります。
	19	手帳を持っていない軽中等度の難聴児について、18歳到達以降も補聴器購入の補助をお願いしたい。	御意見の趣旨を拝聴しましたが、現状では困難です。

分野	No.	内容	障がい者計画（後期）中の対応施策のNo.等
その他の福祉サービス	20	65歳以上及び40歳以上の特定疾患のある障がい者は「介護保険優先」になってしまい、原則1割負担を強いられる。厚労省に「障がい福祉サービス」を優先するよう働きかけてほしい。	機会を捉え、要望を伝達してまいります。
	21	普段から援助を受けているヘルパーによる入院時の介助を認めてほしい。	御意見の趣旨を拝聴しました。今後検討してまいります。
	22	就労支援センター、相談支援センターの場所（障害福祉会館）が狭く、暗く、障がい者とその家族が相談に訪れにくい。行政センター等を利用して設置してほしい。	就労支援センターは江南行政センターに移転し、相談支援センターは広くなりました。
	23	療育施設に、幅広い自閉症の症状に対応できる職員が少ない。幅広い知見を持った人を非常勤でも置いてほしい。	69～71
	24	障がい児は幼稚園、保育園などの入園を断られるケースが多く、受け入れてもらえる園が少ない。受け入れ可能な園が増えるよう働きかけてほしい。	73、83
	25	障がい児を受け入れてもらえる学童保育が少ない。障がい児を受け入れてもらえる学童保育を増やしてほしい。	88 御意見の趣旨も含め、放課後等デイサービス等で対応してまいります。
	26	チーム体制で24時間の支援をするシステム、社会全体で支える地域福祉構想を検討してほしい。	6
	27	本人への支援（サービス）はもとより、親・兄弟のケアが必須である。	21
	28	視覚障がい者の散歩等を支援してくれるボランティアの養成をお願いしたい。	15、17
バリアフリー	29	熊谷駅北口歩道ブロックに化粧ブロックが敷設してあるため誘導ブロックとの区別がつきにくい。また、誘導ブロックのクランクが多く歩きにくい。	107、108
	30	誘導ブロックの上に駐輪しており、将棋倒ししてしまうことがあり危険である。	108

分野	No.	内容	障がい者計画（後期） 中の対応施策のNo.等
バリアフリー	31	市役所障がい者用駐車場が庁舎から遠く、雨天の時など車いすや杖を使用する者は大変不便している。また、障がい者駐車場のある場所も狭く大変利用しづらい。	109、110 徐々に改善できるよう、御意見の趣旨を所管へ伝達いたします。
就労	32	就職先での企業や健常者の理解が足りずコミュニケーションをとるのが難しい。	92、97
	33	県で実施されている「職場参加事業等」を市でも実施し、健常者と障がい者の働き方の違いを実感してほしい。	御意見の趣旨を拝聴しました。図書館等、特別支援学校の実習を受け入れています。
	34	市が正職員ではなく、パート・アルバイト職員を採用する際には、障がい者を必ず採用してほしい。	96
	35	精神障がい者の雇用が少ない。短時間労働やジョブコーチの充実など、障がいの特性を踏まえた雇用形態を考慮してほしい。	92、93、97
教育	36	障がいのある人とない人が共に学ぶ「インクルーシブ」教育を早急に実施するとともに、県教育委員会、文科省にも実施するよう働きかけてほしい。	84、85、86、87
	37	教育関係と障がい福祉関係との連携ができていないように思えない。学齢期の保護者の不安に応えるため、障がいの専門的知識を得るための学習会等の必要を感じる。	75、84 連携に努めます。
保健・医療	38	視覚障がい者の健康管理のためのリハビリテーション交流センターの設立を希望する。	御意見の趣旨を拝聴しましたが、現状では困難です。
	39	障がい児だけではないが、夜間や休日、救急の時に受け入れてくれる病院がない。市内に受け入れてくれる病院が欲しい。	78
	40	障がい児の療育の場所が数少なく、リハビリテーションをしてくれるところもほとんどない。他市の病院に行くことが多くなっている。	70、71、72、74

分野	No.	内容	障がい者計画（後期） 中の対応施策のNo.等
保健・医療	41	精神科への通院医療費は自立支援医療で1割負担となっているが、精神科以外でも通院することが多く、経済的にも負担が大きい。医療費は重度医療と同じく無料にしてほしい。	重度の精神障がい者は、平成27年1月から重度医療費助成の対象となりました。
情報提供・伝達	42	市内の福祉施設がいくつあり、どのようなサービスが行われているのか分からない。福祉マップをつくってほしい。	3
	43	市主催の学習会が少ないように思える。定期的を開催してほしい。	御意見の趣旨を拝聴しました。
	44	個々の情報しか分からないので、年に数回、市・福祉団体・家族で意見・情報交換の場、勉強会などを開いてほしい。	御意見の趣旨を拝聴しました。
	45	発達障がいについて、こちらからの相談などを待たず、集団検診の時などに積極的に保健師などからの声かけが欲しい。	69、75
	46	障がいによって利用できるサービスに違いがあると思うが、どのタイミングで何が使えるのか分からない。	21
	47	周りから見て、発達障がいと理解できるためのマーク（マタニティマークの様な）があったら良い。周りの人たちの理解が少なく、しつけができていないと思われる。	11 御意見の趣旨を拝聴しました。
	48	一般の人にも理解を深めてもらうため、市報に各障がい者団体の紹介ができる枠をつくり、毎月交代で掲載してほしい。	御意見の趣旨を拝聴しました。
防災・防犯	49	消防署・警察署・市・社協・民生委員協議会等関係者が集まって話し合う機会がない。	6、117
	50	災害等で避難所に避難が必要になったとき、必要な物が多すぎて普段から用意するのが困難で、また本人の理解度が低いいため避難所に居ることそのものが無理である。優先的に病院等の医療可能な場所へ避難させてほしい。	121、127

2 計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成 26 年 8 月 28 日	第 1 回熊谷市障がい福祉計画策定委員会
平成 26 年 10 月 7 日 10 月 8 日	障がい者団体等からヒアリングの実施
平成 26 年 12 月 18 日	第 2 回熊谷市障がい福祉計画策定委員会
以降、経過を記載	

3 熊谷市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく第4期熊谷市障がい福祉計画(以下「第4期計画」という。)を策定するため、熊谷市障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第4期計画に関する必要な事項について調査研究及び協議を行い計画案を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 医療機関の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (6) 公募による市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第4期計画が策定される日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月18日から施行する。

4 熊谷市障がい福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	団 体 等 名
学識経験者	◎清水 海隆	立正大学社会福祉学部学部長
	金澤 範明	埼玉県立熊谷特別支援学校教諭
障害者団体の代表	片岡 善生	特定非営利活動法人熊谷市身体障害者福祉会 代表理事
	○海老原武雄	熊谷若草親の会会長
	上吹越多恵美	熊谷地区みのり会
医療機関の代表	佐藤 祐一	熊谷市医師会理事
関係行政機関の職員	今泉 紀子	熊谷公共職業安定所上席職業指導官
	加藤新一朗	埼玉県熊谷保健所担当課長
障害者の福祉に関する事業に従事する者	横川与志子	社会福祉法人翠浩会 障害者支援施設新光苑 副苑長
	坂本 滝司	熊谷市社会福祉協議会副会長
公募による市民	小沼 芳明	公募による市民
	竹本 洋子	公募による市民
その他市長が必要と認める者	岡部 宣明	熊谷市自治会連合会副会長
	千野 チヅ	熊谷市民生委員児童委員協議会理事
	大久保和政	熊谷商工会議所副会頭

◎：委員長 ○：副委員長

「明日へのはばたき」は、市障害福祉課のほか、各行政センター福祉係でもお配りしています。

また、市ホームページでも「明日へのはばたき」を御覧になれます。

表紙・カット：この計画書の表紙の絵画等は、

「第10回 障害者作品展」の作品です（予定）。

第4期 熊谷市障がい福祉計画

発行 平成27年3月

編集 熊谷市 福祉部 障害福祉課

〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

TEL：048-524-1111 FAX：048-524-8790
